

## 令和8年度朝日町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、若年世帯の定住促進及び低所得者の婚姻に伴う新生活を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的に、新しく婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用を補助するものとし、その補助について、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦。
- (2) 住居費 婚姻を機に住居を取得するための費用及び新築にかかる工事費・設計費並びに住宅をリフォームする費用（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については除く。）並びに賃借する際に要する賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の合計額から勤務先から支給されている住居手当を差し引いた額をいう。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者に支払う運送費用その他の引越しに係る荷造り等のサービス費用をいう。

### (補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 下記により算出した夫婦の所得が500万円未満であること。

#### (夫婦の所得の算出方法)

直近の所得証明書を基に、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

- (2) 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの期間（以下「対象間」という。）において、新婚世帯が朝日町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を行い、住所が住居費に係る当該住宅の住所となっていること。

- (3) 下記に掲げる講座等のいずれかを交付決定年度内に夫婦ともに実施していること。
- ア. ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
  - イ. プレコンセプションケアに関する講座の受講
  - ウ. 医療機関への妊娠・出産に関する相談
  - エ. 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯に属する者であること。
- (6) 町税等を滞納していないこと。
- (7) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- 2 補助金の交付の対象となる継続世帯は、令和7年度要綱に定める補助上限額未満の補助金を受給し、引き続き補助金の交付を受けようとする世帯で前項各号（第1号、第3号及び第7号を除く。）の要件を満たす世帯とする。

（補助対象経費）

第4条 新婚世帯の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った住居費及び引越費用を合算した額とする。

（補助金の額）

- 第5条 補助金の額は、対象期間に支払った前条の経費を合算した額とし、1世帯あたり30万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻時における年齢が29歳以下である場合、60万円を上限とする。
- 2 第3条第2項に定める世帯の補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額とし、上限額から令和6年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を上限とする。
- 3 前2項の規定により計算した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝日町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和9年3月12日までに町長に提出しなければならない。ただし、継続世帯にあっては、第1号から第8号までの書類の提出を省略することができる。

- (1) 戸籍謄本の写し（全部事項証明）
- (2) 住民票の写し（結婚を機に新たに居住した住宅へ異動後の住民票で世帯全員分）
- (3) 夫婦の所得証明書の写し（申請日時点における直近の物）
- (4) 貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類（返済している場合、全員分）
- (5) 夫婦ともに実施する講座を受講した旨の証明書（ただし、動画の閲覧による場合については不要とする）
- (6) 住宅の請負契約書の写し（住居を新築又は改築・改修した場合）
- (7) 住宅の売買契約書の写し（住居を購入した場合）
- (8) 住宅の賃貸借契約書の写し（住居を賃貸している場合）
- (9) 住宅手当の受給額がわかる書類（給与所得者全員分）
- (10) 住居費の領収書の写し
- (11) 引越費用の領収書の写し（引越業者又は運送業者を利用した場合）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査及びその他必要な調査を行い、朝日町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）又は朝日町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 交付決定者は、第6条第2項の交付決定通知を受けた場合は、速やかに朝日町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第8条 町長は、前条の交付決定者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合、朝日町結婚新生活支援事業補助金交付取消通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に支

払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(報告等)

第 11 条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



事業費	契約締結年月日	年 月 日
	住居費	円
	住宅の改築・改修費	円
	家賃	円
	敷金	円
	礼金	円
	仲介手数料	円
	共益費	円
	小計 (A)	円
	引越費用 (引越業者を利用した場合のみ) (B)	円
住宅手当 (受給している場合は記入) (C)	円	
<b>交付申請額</b> (A + B) - (C) (上限 300,000 円、1,000 円未満切り捨て) ※夫婦共に婚姻時における年齢が 29 歳以下の場合 上限 600,000 円		円
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し (世帯全員のもの) <input type="checkbox"/> 所得証明書の写し <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の年間返済額がわかる書類 (返済している場合、全員分) <input type="checkbox"/> 夫婦ともに実施する講座を受講した旨の証明書 (ただし、動画の閲覧による場合については不要) <input type="checkbox"/> 住宅の請負契約書の写し (住居を新築又は改築・改修した場合) <input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書の写し (住居を購入した場合) <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し (住居を賃貸している場合) <input type="checkbox"/> 住宅手当の受給額がわかる書類 (給与所得者全員分) <input type="checkbox"/> 住居費の領収書の写し <input type="checkbox"/> 引越費用の領収書の写し (引越業者又は運送業者を利用した場合) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
同意欄	<input type="checkbox"/> 私 (申請者) 及び世帯全員は、本申請事項の確認のため、町が対象者の必要な情報等について調査、閲覧、取得することに同意します。	

様式第2号（第6条関係）

朝政発第 号  
年 月 日

申請者 様

朝日町長

朝日町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました朝日町結婚新生活支援補助金交付申請書について、内容を審査した結果、朝日町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、補助金について交付することを決定しましたので通知します。

1. 交付決定額

様式第3号（第6条関係）

朝政発第 号  
年 月 日

申請者 様

朝日町長

朝日町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました朝日町結婚新生活支援補助金  
交付申請書について、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、  
朝日町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知しま  
す。

1. 却下の理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

朝日町長 様

申請者 住 所 朝日町大字 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

朝日町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定を受けた標記補助金について、朝日町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金を請求します。

1. 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 振込口座

金融機関	銀行 信用組合 農協 信用金庫 労働金庫						
	支店 ・ 支所						
種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

申請者 様

朝日町長

朝日町結婚新生活支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付けで申請のありました朝日町結婚新生活支援補助金について、朝日町結婚新生活支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、取消しましたので通知します。

1. 取消金額

2. 取消の理由